

**【表紙】**

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月22日
【報告者の名称】	株式会社サンデー
【報告者の所在地】	青森県八戸市根城六丁目22番10号
【最寄りの連絡場所】	青森県八戸市根城六丁目22番10号
【電話番号】	0 1 7 8 ( 4 7 ) 8 5 1 1
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 成澤 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社サンデー ( 青森県八戸市根城六丁目22番10号 ) 株式会社大阪証券取引所 ( 大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 イオン株式会社

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年12月21日開催の取締役会において、イオン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式を対象として実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、賛同の意を表明すること及び本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

公開買付者は、現在、当社の株式5,793,000株（株式所有割合（注）にして53.84%）を所有しており、当社の親会社に該当しております。

この度、公開買付者は、当社の大株主である吉田興産協同組合（所有株式数1,244,000株、株式所有割合11.56%）および株式会社吉田産業（所有株式数1,230,520株、株式所有割合11.44%）（以下総称して「創業家株主」といいます。）が所有する当社株式を買付けを主たる目的として、本公開買付けを実施することです。

また、公開買付者は、平成22年11月18日に、創業家株主より、創業家株主が所有する当社株式の全部について本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。

なお、公開買付者は創業家株主が所有する当社株式の買付け後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合が3分の2以上となるため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2以下に定められた法令上の要求に基づき、本公開買付けを実施するものであり、また、本公開買付けにあたっては、法第27条の13第4項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）第14条の2の2に定められた法令上の要求に基づき、買付予定の株券等の数の上限を定めておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。公開買付者は当社株式の上場廃止を企図しておりませんが、買付予定の株券等の数の上限も下限も定めておりませんので、本公開買付けは創業家株主以外の当社の株主の皆様に対しても売却機会を確保するものとなっているとのことです。もっとも、公開買付者は、本公開買付け後も当社の企業価値の向上を目指していく所存であり、公開買付者としたしましては、引き続き、当社の株主の皆様から当社の株主としてご支援をいただきたいと希望しているとのことです。

本公開買付けの結果、万一、当社株式が株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ（以下「JASDAQ」といいます。）における上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者は当社と上場廃止を回避するための具体的な方策を誠実に協議し、合意された方策を実行することです。なお、公開買付者は、当社が具体的なかつ合理的な方策を提案したときには、当該提案に合理的範囲で最大限協力することです。

当社は、大工用品の販売を目的として昭和50年5月に設立され、平成7年に株式をJASDAQに店頭公開し、青森県を拠点に岩手県や秋田県など東北エリアにおいてホームセンターを展開し、青森・秋田・岩手県では、最大のホームセンター企業として、業容を拡大しておりました。

一方、公開買付者は、昭和40年代から東北地方に進出し、東北エリアにおいて、グループで総合スーパー、食品スーパー等を展開しておりました。

公開買付者は、普段の生活に必要な商品をワンストップで提供できるスーパーセンターの出店を、東北エリアにおいてより一層加速させるため、地域のマーチャンダイジング及びマーケティングに経験豊富な当社とともに、地域の顧客ニーズにマッチした次代を担う新業態「スーパーセンター」をつくることを目的に、平成15年8月より当社と業務・資本提携を行っております。平成17年5月には公開買付者からの社長他経営幹部の当社への派遣等の提携関係の強化及び平成18年4月には当社から第三者割当増資を引受け、当社を子会社としており、公開買付者と当社は提携関係を通じて、当社の企業価値向上を図ってまいりました。平成22年6月頃より、公開買付者と創業家株主との間で創業家株主の保有株式の扱いについて相互に協議を進めていた結果、公開買付者が創業家株主の保有株式を買取り、公開買付者と当社の提携関係を強化することが、当社の企業価値向上に大きく貢献するものと考え、平成22年11月18日に公開買付者と創業家株主との間で相互に合意したことを踏まえ、本公開買付けを実施することとなったとのことです。

公開買付者としましては、本公開買付け後も当社の上場を維持することを企図しており、上場会社としての当社の独立性を確保しつつ、当社との提携関係を更に強化し、これまで以上に地域に密着した企業となるよう当社の企業価値向上を図っていく所存とのことです。

そのため、本公開買付け後も、引き続き当社株式の流動性は確保され、一般株主の皆様はJASDAQで株式の売買を行うことができる見込であり、少数株主保護が図られるものと考えております。

以上により、本公開買付けにおいて創業家株主保有の当社株式を公開買付者が取得し、公開買付者が当社に対する出資比率について株式所有割合にして76.84%を目処に高めることは、当社の資本面でより一層の安定を図ることになり、さらに両社の協力関係がより強固なものとなることから、今後の当社の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献できるものと判断し、当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の決議を行いました。

本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、公開買付者と創業家株主との協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格とする方針を採用したとのことです。

当該方針のもと、公開買付者と創業家株主は、当社株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、当社株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。そして、当社株式の1ヶ月間の市場価格の推移、株式市場における取引状況及び本公開買付けに対する当社による賛同の可否等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けに係る公開買付者決定の前営業日（平成22年12月20日）までの1ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の終値の単純平均値から12%ディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とすることについて合意したとのことです。なお、公開買付者及び創業家株主は、本公開買付価格につきましても、当社株式の市場価格を最優先に検討することとしたため、当該買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等を行っていないとのことです。

公開買付者は、創業家株主との当該合意を受けて、平成22年11月22日から平成22年12月20日までの1ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の終値の単純平均値である526円（1円未満を四捨五入）から12%ディスカウントをした価格である463円（1円未満を四捨五入）を、本公開買付価格と決定したとのことです。

なお、平成22年11月22日から平成22年12月20日までの1ヶ月間のJASDAQにおける当社株式の株価推移につきましては、当該期間の高値は558円、安値が510円となっており、平成22年12月20日における終値は550円となっております。

また、本公開買付価格である463円は、平成22年12月20日のJASDAQにおける当社株式の終値に対して約15.82%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成22年11月22日から平成22年12月20日まで）の終値の単純平均値である526円（1円未満を四捨五入）に対して11.98%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成22年9月21日から平成22年12月20日まで）の終値の単純平均値である523円（1円未満を四捨五入）に対して11.47%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントをそれぞれ考慮した価格となります。

ただし、本公開買付価格については、公開買付者が当社の株価推移等を勘案の上で決定したものであり、当社は第三者算定機関に株式価値評価を依頼しておらず、本公開買付価格が当社の公正な株式価値を反映したものであるかどうかの独自の確認をしていません。よって、当社の取締役会は、公開買付者が当社株式を追加取得することは当社の企業価値増大に貢献すると判断しておりますが、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねることといたします。

（注） 当社の第37期第2四半期報告書（平成22年10月1日提出）に記載された平成22年8月20日現在における発行済株式総数（10,764,700株）から、同四半期報告書に記載された平成22年8月20日現在の当社の自己株式数（5,181株）を控除した数（10,759,519株）に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者が、本書提出日現在において当社の親会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

独立した社外監査役の意見

当社は意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者と利害関係のない当社の社外監査役である（大阪証券取引所に独立役員として届出している）古川勝雄氏に対し、(a)本公開買付けの目的の公正性（本公開買付けによる当社企業価値の向上の有無）、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか諮問しました。

古川勝雄氏は、上記諮問事項について当社から公開買付者の提案内容について説明を受け、検討した結果、平成22年12月20日に当社に対し、(a)本公開買付けは当社の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされているとする意見書を提出しております。

利害関係を有しない出席取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、本公開買付けについて慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けにより公開買付者が創業家株主保有の当社株式を取得し、当社の出資比率を高めることは、当社の資本面でより一層の安定を図ることになり、さらに両社の協力関係がより強固なものとなることから、今後の当社の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献できるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するものの、本公開買付価格は最終的には創業家株主との合意により決定されており、平成22年12月20日のJASDAQにおける当社株式の終値である550円、過去1ヶ月間（平成22年11月22日から平成22年12月20日まで）の終値の単純平均値である526円（1円未満を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成22年9月21日から平成22年12月20日まで）の終値の単純平均値である523円（1円未満を四捨五入）のいずれからもディスカウントをした価格となっていることから本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様には判断を委ねることを、平成22年12月21日開催の当社取締役会において、決議いたしました。上記の取締役会においては、創業家株主の代表者である当社の取締役会長である吉田誠夫氏、公開買付者の完全子会社であるイオンリテール株式会社の執行役員を兼任している当社取締役である北島健二氏及び公開買付者の従業員を兼任している当社監査役である泉谷正廣氏は、利益相反の疑い回避の観点から、特別利害関係人として、その審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。また、上記の取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役及び監査役が出席し、出席取締役全員の一致で当該決議を行っており、社外監査役3名を含む出席監査役全員は、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(4) 公開買付者による本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無、理由及び内容

公開買付者は、創業家株主保有の当社株式の全てを取得することを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、当社株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場しているところ、当社は本公開買付け後も当社株式について上場を維持することを希望しており、また、公開買付者も、当社株式の上場廃止を企図していないとのことです。

もっとも、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上となるため、本公開買付けには応募株券等の買付予定数の上限が設定されていないことから、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、下記のようなJASDAQにおける上場廃止基準に該当し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。

- ・ 浮動株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき
- ・ 株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき
- ・ 浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じた数値）が事業年度の末日において、2億5千万円未満となった場合において、1年以内に2億5千万円以上（平成23年12月末までの間は、「2億5千万円」とあるのは「1億5千万円」として適用します。）以上とならないとき

本公開買付けの結果、万一、当社株式がJASDAQにおける上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者は当社と上場廃止を回避するための具体的な方策を誠実に協議し、合意された方策を実行するとのことです。なお、公開買付者は、当社が具体的なかつ合理的な方策を提案したときには、当該提案に合理的範囲で最大限協力するとのことです。

(注) 浮動株に係る上場廃止基準については、平成25年4月1日以降最初に到来する事業年度より適用となります。

(6) 公開買付者と当社株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成22年11月18日に、創業家株主より、創業家株主が所有する当社株式の全部(所有株式数2,474,520株、株式所有割合23.00%)について本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
吉田 誠夫	取締役会長		7,600	76
宮下 直行	代表取締役社長		0	0
名古屋 則雄	常務取締役	営業・商品統括本部長	1,400	14
神子澤 善明	取締役	十和田店長	4,331	43
川村 暢朗	取締役	商品統括部長	4,331	43
成澤 真一	取締役	管理本部長	4,262	42
北島 健二	取締役		0	0
吉田 昌二	常勤監査役		8,793	87
泉谷 正廣	監査役		0	0
三ヶ森 勝男	監査役		400	4
岡部 哲	監査役		400	4
古川 勝雄	監査役		0	0
計	12名		31,517	313

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 監査役の泉谷正廣、三ヶ森勝男、岡部哲及び古川勝雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上